

山青森県報

第千百十七号

令和八年
九月十四日
(月曜日)

目 次

告 示

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………

(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………

(会 計 管 理 課) …… 一

公 告

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………

(財 産 管 理 課) …… 二

○大規模小売店舗の変更の届出……………

(地 域 企 業 支 援 課) …… 二

○農地を利用する権利の設定の裁定申請……………

(構 造 政 策 課) …… 三

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………

(監 理 課) …… 四

告 示

青森県告示第四百八十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和八年九月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類		居宅サービス事業を行う所		指 定 年 月 日
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名 称	所 在 地			
株式会社笑	弘前市大字和泉二丁目二の一三	ヘルパーステーション	弘前市大字和泉二丁目二の一三			令和八年九月一
株式会社SU	十和田市大字米田字北野五	訪問介護	十和田市大字三本字千歳森一四六の一〇			
訪問介護	訪問介護	ケアサポーター	十和田市大字三本字千歳森一四六の一〇			

青森県告示第四百八十五号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和八年九月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

第一号の表中

桜川通り支店	青森市奥野三丁目	を
桜川通り支店	青森市松原三丁目	に、
桜川筒井支店	青森市奥野三丁目	を
桜川筒井支店	青森市松原三丁目	に、
北大通支店	弘前市大字田町五丁目	を

北大通支店

弘前市大字宮川三丁目

に改める。

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年九月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 特定役務の名称及び数量

- 1 工事番号 営工中南八第二〇〇一号
- 2 工事名 弘前警察署（庁舎）改築工事
- 3 工事場所 弘前市大字八幡町三丁目地内
- 4 工 種 建築一式工事
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 1 名 称 青森県財務部財産管理課
- 2 所在地 青森市長島一丁目一の一
- 三 契約の方法
- 一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和八年七月二十四日

五 落札者の名称及び住所

西村・南・弘南特定建設工事共同企業体
株式会社西村組
弘前市大字田町三丁目二の一
株式会社南建設

弘前市大字堅田一丁目一の四

弘南建設株式会社

弘前市大字高崎二丁目一三の六

六 落札金額

金二十九億七千五百万円

七 落札者を決定した手続

価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合
評価一般競争入札（簡易型Ⅰ）の方法により落札者を決定したものである。

八 入札の公告を行った日

令和八年六月八日

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年九月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン平賀

平川市小和森上松岡一九三の一 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	変更なし	
イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の十一 代表取締役 加藤久誠	変更なし	

NTT・TCCリース株式会社 東京都港区港南一丁目二の七〇 代表取締役 成瀬明弘	NTT・TCCリース株式会社 東京都港区港南一丁目二の七〇 代表取締役 近藤禎一郎	令和 八・四・一
--	---	-------------

三 届出年月日

令和八年八月二十一日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び平川市役所

2 期間

令和八年九月十四日から令和九年一月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、平川市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和九年一月十四日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し

裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和八年九月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番           | 地目 | 面積（平方メートル） |
|------------------|----|------------|
| 十和田市大字切田字野月平三五の一 | 畑  | 三、四六九      |
| 十和田市大字切田字野月平三六の一 | 畑  | 一、七七二      |
| 十和田市大字切田字野月平三七   | 畑  | 一、四六九      |
| 十和田市大字切田字野月平三八の一 | 畑  | 八、〇二三      |
| 十和田市大字切田字野月平三九の三 | 畑  | 七、九七六      |
| 十和田市大字切田字野月平四三の一 | 畑  | 一、〇一九      |

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 農地の区分            | 利用権の始期    | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額（円） |
|------------------|-----------|------|-----------------|
| 十和田市大字切田字野月平三五の一 | 令和八年一月二〇日 | 一年〇  | 〇               |

|                      |           |     |   |
|----------------------|-----------|-----|---|
| 十和田市大字切田字野月平<br>三六の一 | 令和八年二月二〇日 | 年一〇 | 〇 |
| 十和田市大字切田字野月平<br>三七   | 令和八年二月二〇日 | 年一〇 | 〇 |
| 十和田市大字切田字野月平<br>三八の一 | 令和八年二月二〇日 | 年一〇 | 〇 |
| 十和田市大字切田字野月平<br>三九の三 | 令和八年二月二〇日 | 年一〇 | 〇 |
| 十和田市大字切田字野月平<br>四三の一 | 令和八年二月二〇日 | 年一〇 | 〇 |

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年九月二十八日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年九月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 特定役務の名称及び数量

青森県次期建設工事管理システム導入等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県県土整備部監理課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和八年七月八日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社日立システムズ

東京都品川区大崎一丁目二の一

六 契約金額

三億二千四百二十四万七千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第一号の規定による。

八 契約の相手方を決定した手続

企画競争を実施し、最優秀提案者として選定した者を契約の相手方とした。

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十四円九十五銭